

令和4年 第8回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和4年8月31日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、寺崎委員、石橋委員、中村委員
- 4 事務局出席者 井手次長、江田参事、貞松指導主事、上野次長補佐
- 5 会議録署名委員の指名 中村 尚広 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和4年 第7回定例教育委員会（7/27）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第22号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱
の制定について
議案第23号 佐々町立小・中学校処務規則の改正について
議案第24号 佐々町学校評価ガイドラインの改正について
- 8 報告事項 (1) 令和4年度事業関係について
(2) 新型コロナウイルスへの対応について
(3) 全国学力・学習状況調査結果について
(4) 運動部活動の地域移行について
(5) 小中学校の修学旅行について
(6) 千本公園プールの利用状況について
(7) 中体連（全国、九州、県）の結果について
(8) 学校訪問について
(9) 通学路安全点検について
(10) 名義後援について
(11) 準要保護の9月認定について
(12) 行事関係報告について
(13) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和4年第8回定例教育委員会を開催します。
教育長	5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。中村 尚広 委員をお願いします。
教育長	6 前回の会議録の承認 前回の「令和4年7回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	7 教育長報告事項 それでは、教育長報告に入ります。 (1)教育委員会の主な活動 (資料により説明) (2)町内会校長会連絡事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症対策 報道記事に政府が新型コロナウイルス感染者について、全数把握を見直し、定点調査を検討しているという話が出ておりました。また、長崎県の大石知事の記者会見で、軽症や検査など緊急を要さない場合、緊急外来の受診を控えるよう要請がされておりました。また、土日はなるべく受診を控えてというようなお話が出ていたところです。 この大石知事の要請を受けて、保護者の方々がどう動かれるかは分かりませんが、土日に検査を行わないということになれば、月曜日にまとめて検査結果が出てきます。既に2日間、特に中学校は部活動等で、ほかの生徒と交わったりするということがあるかもしれません。発熱等の症状があるときには絶対に部活動参加を自粛するようにと話をしたところです。 また、現在、複数の感染者がいれば学級閉鎖としているところですが、学校内での感染ではないということが明らかであれば、学級閉鎖の必要はないという話が出ているということです。

事務局	<p>○危機管理 中学生が登校時に刃物で襲われ重軽症となった新聞記事に載っておりまして。最近、刃物による事件が非常に多いという気がいたします。もう一度、防犯ブザーの携帯について確認をしてほしいと話をしたところです。</p> <p>○全国学力・学習状況調査 全国学力・学習状況の結果が公表されました。学校の課題を洗い出して、その対応を夏休み期間中に立てておいてほしいと話をしたところです。</p> <p>○学校保健統計調査 学校保健統計調査の結果が公表されておりましたが、中学生の視力が1.0未満が6割で、視力が落ちているというのが気になります。何が原因かというのは、一概に言えませんが、ゲームなどの影響があるのかもしれないので、十分に保護者への啓発をお願いしたいと話をしたところです。</p> <p>○安全管理 県庁所在地の小中学校で安全点検を実施した結果、校内設備に安全性に問題がありと判断された設備が1,298か所見つかったということです。これが全国の小中学校となれば、この数字の数倍にはなるのではないかという思いもしているところです。 また、8月の新聞記事に、鹿児島県で草刈りをしていた校長先生にイチョウの木の枝が落下して亡くなるという痛ましい事故がございました。当然、教育委員会も危険なところについては改修等をやっていかなければいけないけれど、日頃学校を使っている先生方にも安全点検、安全管理については十分目を光らしてほしいと話をしたところです。</p> <p>【指導事項】 ○スクール水着 既に夏休み前にプールは終わりましたけれど、本町の3校は日焼けを防ぐためのラッシュガードの着用を認めています。 水着についてはパンツタイプというんでしょうか、長いタイプについても認めており、特に制約はしていないということでした。当然、小学校の頃からのものを中学校でもそのまま使っている子もいるとの話でした。</p> <p>以上、私からの町内校長会での指導事項です。</p> <p>8 案件 議案第22号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の制定について 6月の定例教育委員会でも報告をさせていただいたのですが、目的としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、高騰する食</p>
-----	---

<p>教育長</p>	<p>材費用の増額分を支援するという事で、学校に交付するという事で6月議会で承認いただき、予算化しております。補助金額として1食単価の10%分ということで、小中学校合わせて450万円を計上しておりますのでございまして、その分に係る要綱ということになります。</p> <p>第1条の趣旨は、物価高騰に対応する支援、第2条は補助対象者の規定となっており相手先は学校となっております。第3条の補助対象は食材費、第4条の補助金の額の規定となっており、1食単価に上限10%乗じたものと規定しています。第5条は補助金の交付申請、第6条は補助金の交付決定、第7条に補助金の請求、第8条が補助金の交付、第9条は補助金の実績報告、第10条が補助金の額の確定通知の内容、第11条が補助金の交付決定取り消しの規定、第12条が補助金の返還の規定ということとなっております。附則については、告示日の令和4年8月26日から施行しており、2学期の給食の開始日になります。そこから3月末までとしています。</p> <p>少し補足をいたします。これは、本年度に限ってということで対応をいたします。といいますのは、そもそも給食の食材費用は保護者負担ということになっているわけですが、ずっと値上がりをする中で、給食費を学期途中で幾ら値上げするのか算定ができません。</p> <p>10%というのは、帝国データバンクの調査結果の物価上昇率の数字ですが、実際やってみて、10%上がるのか、8%になるのか、そのあたりがよく分からないということで、今年度学校給食を運営する上で資金不足が生じたらいけないということで、今年度に限ってやるということです。</p> <p>もちろん、対象は児童生徒の食材費用ということになります。教職員は含みません。</p> <p>来年度については、新たな給食費を学校で検討をすることになるだろうと思っているところです。</p> <p>以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし。」の声あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第23号 佐々町立小・中学校処務規則の改正について</p> <p>平成22年に一部改正がなされているのですが、小中学校処務規則が今の実態と少しずれたところが出てきているということから、整理をしたところです。</p> <p>第4条について、校長が施行規則第24条の規定によって作成する被児童の指導要録及び25条の規定によって作成する被児童生徒の出席簿の様式は「従来のもの」とするとなっていたのですが、この「従来のもの」とするという表現も問題があると思います。現在は統合型校務支援システムを導入しており、その様式に従ってやっています。</p> <p>以前は中学校は1時間ごとの出席ですが、今は、統合型支援システムであれば1日単位になっています。小学校と一緒に形になっています。そこで矛盾が起きてきました。逆にいって、統合型校務支援システムに登録された様式ということ</p>

	<p>であれば、今後、様式を改訂する場合に非常に合理的にできるのかということで改正を行ったところです。</p> <p>また、大きく変えたところは、第9条第1項の第11号から第14号で、第9条2の関係で校長の専決事項を4項目削除しました。理由としては、別表の第1（第9条の2）の校長の専決事項と別表第2（第9条の3）共同実施室長の専決事項の内容が一緒です。同じことを2回書くということの不合理性を感じましたので、学校責任者・管理責任者は校長ですので、校長の所掌事項の中に11から14項目を入れて、第2項第11号から第14号までは共同実施室長の専決という表現で改めたところです。</p> <p>また、以前から、事務職員から要望があった第10条第3項、「校長は毎月5日までに前月分の職員勤務報告書教育長に提出するものとする」となっていますが、今までは、一人一人の職員について、月間の出勤日数、出張日数、研修日数等を、これをカウントして書くということになっていました。しかし、これは法的に提出の根拠というのがありませんし、一人ずつ書くと結構な手間になります。30人から40人いる学校では手間になるということで、出勤簿で出勤の状況は確認しておりますので、これは特には必要ないと判断したため廃止をし、事務負担の軽減を計ったところです。</p> <p>今回、見え消しでご提出をいたしましたがお気づきのところがあれば、質問を受けて、今回はご説明のみということで、次の定例教育委員会のほうで議決したいと思っています。</p> <p>何かご質問があれば、お願いします。</p>
教育委員	<p>第4条の様式について、統合型校務支援システムのひな型はないでしょうか。どういうものなのかがよくわかりません。</p>
教育長	<p>分かりました。今度お持ちしたいと思います。要録の様式と出席簿の様式について、次の定例委員会のときに出したいと思います。</p> <p>他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>何かあれば9月の次の定例教育委員会のときにご指摘頂ければと思っております。</p> <p>今度の定例教育委員会で議決して、来年度から実施ということ思っているところです。</p>
教育長	<p>議案第24号 佐々町学校評価ガイドラインの改定について</p> <p>令和3年に第3期佐々町教育振興基本計画を検討して、令和4年度から第3期佐々町教育振興基本計画で評価検証を行っているところですが、その中で学校評価を基にして評価検証を行うということでやってまいります。</p> <p>第3期の教育振興基本計画の中で、活動指標と成果指標を報告をするということになっております。</p> <p>例えば、ふるさと教育の推進ということで、活動指標は「佐々町博士の活用」がありますが、小学校はどうしているかということです。そして、成果指標は、</p>

	<p>佐々町に愛着を持つ児童生徒の割合、これは願望を含めて100%と設定しています。</p> <p>本年度、小学4年生以上について調査しましたが、小中学生合わせて約94%という数字が出ております。法に基づき、学校の活動状況を数値により報告し、学校評価を行うとなっておりますので、この項目を新教委育振興基本計画に従って変えたというのが大きなところです。</p> <p>さらに、以前は、学校関係者評価の評価をもとに、「学校評価の作成」、「教育委員会への報告」、「学校評価結果の公表」を1月から3月の年度末に行うようになっていたのですが、この時期は、前年度の評価しか出ておらず、まだ当年度の評価は出ていません。その矛盾がありました。今回は8月頃に学校評価を作って教育委員会へ報告し、それを公表する形にしたものです。この学校評価は結果的に教育委員会の自己評価の項目と一致していますから、この学校評価を提出してもらうことで、教育委員会の自己評価に反映できる流れにしようということで改定したところです。</p> <p>項目が多いので、教頭先生が大変かと思うのですが、この流れが一番スムーズですので、教育振興基本計画の改定に併せて改定を図ろうと思っています。</p> <p>この後の予定ですが、9月の校長会・教頭会で意見をいただき、次の定例教育委員会にお諮りしたいと思っています。次の定例教育委員会でご質問をいただきたいと思っています。</p>
	<p>9 報告事項</p>
事務局	(1) 令和4年度事業関係について (資料により説明)
事務局	(2) 新型コロナウイルスへの対応について (資料により説明)
事務局	(3) 全国・学力学習状況調査結果について (資料により説明)
事務局	(4) 運動部活動の地域移行について (資料により説明)
教育長	(5) 小中学校の修学旅行について (口頭により説明)
事務局	(6) 千本公園プールの利用状況について (資料により説明)
事務局	(7) 中体連（全国、九州、県）大会の結果について (資料により説明)
事務局	(8) 学校訪問について (資料により説明)
事務局	(9) 通学路安全点検について (資料により説明)
事務局	(10) 名義後援について

事務局	2件分について報告 (11) 準要保護の9月認定について 1件分について報告
事務局	(12) 行事関係報告について (資料により説明)
事務局	(13) その他 令和4年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）の開催について説明 <p style="text-align: right;">(16時15分 閉会)</p> <p>上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。</p> <p>令和4年8月31日</p> <p>教育長 黒川 雅孝</p> <p>委員 中村 尚彦</p>